

2023.03.01

PLレポート(製品安全) <2022 No.5>

■PLレポートは四半期に1回、国内外の製品安全、PLリスクに関連するニュースを紹介するとともに、昨今の技術革新や市場の変化等を踏まえた製品安全に関わる旬のトピックスを連載します。

国外のトピックス

○英国製品安全基準局が製品安全に関する消費者調査結果を公表

(2023年1月30日、英国製品安全基準局)

英国製品安全基準局は2023年1月30日、製品の安全についての消費者の認識に関する調査レポートを公開しました。

経済のグローバル化に伴って様々な製品が簡単に入手できるようになっています。こうした社会の変化に対応するには規制を常に適応させる必要があるとの問題意識から、消費者の行動や意識を調査することは重要であるとして、同局は製品安全についての消費者の行動や意識に関する調査(以下、本調査)を行っています。

本調査は2020年11月に第1回の調査が行われており、今回は2回目となります。以下は、本調査の概要です。

【対象製品】消費生活用製品

【調査対象】英国成人約1万人

【調査期間】2021年5月～6月

【調査結果】調査は大きく次の6つの観点について行われ、それぞれ以下のとおりだとしています。

①製品の安全性について

- ・ 法的規制が整っているため、英国で販売されている製品は一般的に安全であると考えられている。
- ・ 製品の安全性に対する信頼の醸成は、過去の購入経験によるところが大きい。
- ・ 製品が安全であるという認識のため、製品を購入する際の判断要素として安全性はあまり重要視されない傾向にある。

②ネット購入における製品安全について

- ・ ネットで購入した製品の安全性を確保する責任は販売者にあると考えている人が多い(約84%)。
- ・ 他のネット販売(各種の製品のネット小売など)と比較して、ネット市場で購入した製品が安全ではないと考えている人は3～4割に上る。
- ・ ネット市場で製品を購入したことのある人の約4割は、製品の安全性を確保する責任は最終的には製造事業者にあるものの、ネット市場の運営者に一定の責任があると考えている。
- ・ EU/英国内製の製品と比較して、EU/英国外製の製品が安全でないことを懸念している人は約65%に上る。

③製品安全に関する表示について

- ・ 製品の安全性に関する情報を入手する際、製品自体や貼付されたラベルを通じて情報にアクセスしたいと考える人が多い（約 53%）。
- ・ QR コードやウェブサイトなどから安全性の情報にアクセスする割合は少ない。このため、製品安全情報をデジタル表示に移行するには、広く周知啓発が必要になるかもしれない。

④安全上の問題の経験について

- ・ 過去 6 か月間に購入した製品で安全性の問題を経験した人は 1 割未満である。
- ・ 製品の安全性の問題を経験した際、7 割は何らかの行動（返品、クレーム、使用中止等）を起こしている。
- ・ 安全性の問題を経験しても何も行動を起こさなかった人の約 24%は、安全性の問題は重要ではないと考えている。また、行動を起こしても何の違もないだろうという回答も約 12% あった。

⑤リコールについて

- ・ 製品のリコールまたは安全性に関する情報源は、TV や新聞（約 32%）、販売事業者からの通知（約 27%）、製造事業者からの連絡（約 23%）の順である。
- ・ リコール情報を得た後、約 3 割が製品を返品したとしている。また、製造事業者による安全な使い方のガイダンスに従った（約 24%）、製造事業者による製品の変更・修正を許可した（約 22%）という回答であった。

⑥製品のユーザー登録について

- ・ 白物家電では 58%がユーザー登録を行っているが、消費生活用製品全体では 3 割程度に留まっている。一方、ユーザー登録しない理由には、その必要がないと感じているものが多い。
- ・ ユーザー登録する理由は製品の保証を有効にすることである（約 72%）。

上記以外にも、循環経済やスマート製品、バッテリー、磁石等、近年話題となっているテーマについても調査し、付録として掲載されています（本稿では省略）。

本調査は、英国内に限ったものであり、文化や習慣の違いがあるためそのまま日本に当てはまらない点も多いと考えられます。とはいえ、リコールに対する消費者の意識など日本でも参考になると思われる結果もありますので、関係する事業者は目を通しておくと良いでしょう。

出所：英国製品安全基準局のリリース

<https://www.gov.uk/government/publications/opss-product-safety-and-consumers-wave-2>

○化学物質 PFAS の規制に係る連邦浄水許可プログラムの使用方法について、米国環境庁が州に向けたガイダンスを公表

(2022年12月6日 米国環境保護庁)

米国環境保護庁(EPA)は2022年12月6日、有機フッ素化合物(PFAS)^{※1}の規制に向けて、各州に対し国家汚染物質排出防止システム(NPDES)・浄水許可プログラム^{※2}の活用方法について、ガイダンスを公表しました。これは、2021年10月18日にEPAが公表したPFASの調査・規制のロードマップ(PLレポート2021.12.1号に掲載)に基づく施策の一部として展開されたものです。

このガイダンスを活用した取組が各州で進めば、EPAは、PFASの排出源や排出量等に関し包括的な情報を入手することができるようになります。それらの情報を基に、EPAは、各種PFAS施策に資する情報の発信を進めていく意向のようです。

PFASの有害性が科学的に立証されていないこともあってか、現時点における米国でのPFAS規制は環境への拡散を防止しようというものであり、PFASの製造自体を禁止・制限するものではありません。一方、欧州では、欧州化学機関(ECHA)が2023年2月7日、PFASの製造・使用を禁止するルール作りの検討を開始するという声明を発表しています。こうした欧米での規制強化の動きを受け、民間でも米国大手素材メーカーによるPFAS製造からの撤退や製品へのPFAS使用中止といった動きが出てきています。今後、PFASの有害性が明らかになることがあれば、PFAS対策への着手の遅れ自体が社会的批判の対象となりかねません。PCBやアスベストに係わる世界的な民事紛争の歴史も鑑みれば、事業者にとってPFAS製造等に関する事業展開の是非を検討すべき時期にきているといえるでしょう。

※1 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)およびペルフルオロオクタン酸(PFOA)を含む有機フッ素化合物のこと。両者は「独特の性質(水や油をはじく、熱に強い、薬品に強い、光を吸収しない等)を持ち、撥水剤、表面処理剤、乳化剤、消火剤、コーティング剤等」に使われています。(環境庁「令和元年度PFOS及びPFOA全国存在状況把握調査の結果について」<https://www.env.go.jp/press/108091.html>)

また、PFASは、分解までに時間を要する化学物質であり、前述のとおり多様な用途に使用されていることと相まって、生物の体内や、水資源や大気などの自然環境に広まっていますが、最近の研究では人や動物に対し有害である可能性が指摘されています。ただ、PFASが実際にどの程度有害であるのか、どの程度の人々がPFASに曝されているのか、といった点は、現時点ではよくわかっていません。

※2 水質浄化法(the Clean Water Act)に基づくプログラムで、工場など汚染物質を排出するすべての事業者に対する、各水域の水質基準遵守に必要な排水処理設備の技術基準や排水基準等を規定しています。

出所：<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-issues-guidance-states-reduce-harmful-pfas-pollution>

連載：世界における一般消費者向け製品の事故報告・リコール制度の概要（第4回 EU編）

連載第4回となる本稿では、欧州連合（EU）における一般消費者向け製品の事故報告・リコール制度の概要を紹介いたします。

これらに関する現行のルールは、一般製品安全指令（General Product Safety Directive、以下「GPSD」）が定めており、本稿では、その内容を紹介いたします。一方で、GPSD 施行後 20 年以上の間に起きた IoT や AI といった新技術の普及、ネット販売の拡大といった社会情勢の変化を踏まえた法改正が求められており、GPSD を置き換える一般製品安全規則（General Product Safety Regulation、以下「GPSR」）の検討が進められています（2022 年 11 月に最終ドラフト公表）。

GPSR で見込まれる変更点の一部についても本稿で触れます。

1. 事故報告制度

（1）根拠法

GPSD 本文および GPSD 5 条 3 項を補足する「生産者および販売者から EU 加盟各国の関係当局への危険な消費者製品に関する報告ガイドライン」（Guidelines for the Notification of Dangerous Consumer Products to the Competent Authorities of the Member States by Producers and Distributors、以下「ガイドライン」）が規定します。

また、関連文書として、欧州委員会が 2021 年に発効したリコール実施方法に関するガイダンス（Recall process from A to Z: Guidance for economic operators and market surveillance authorities、以下「ガイダンス」）があります。

（2）報告義務者

「生産者」および販売者が報告義務を負います（GPSD 5 条 3 項）。「生産者」とは、以下の者を指します（GPSD 2 条（e））。

- ◆ 当該製品の製造業者、表示製造業者、修繕業者
- ◆ 上記の業者が EU 共同体内に所在しない場合は、製造業者の代理人
- ◆ 製造業者の代理人が EU 共同体内に所在しない場合は、当該製品の輸入者
- ◆ サプライチェーン内にあってその活動が当該製品の安全上の特性に影響しうるその他の専門業者

（3）報告すべき場合

生産者および販売者は、自らの有する情報および専門家としての知見に照らし、流通させた製品が、消費者に対し危険を及ぼすことを知った、または知り得た場合は、直ちに EU 加盟国の関係当局に報告しなければなりません（GPSD 5 条 3 項）。

（4）報告の内容

ガイドライン 5.2 項に基づき、以下に関する情報を EU 加盟国の関係当局に報告することが求められます。

- ① 報告の宛先
- ② 報告者の詳細
- ③ 問題の製品の詳細

- ④ 当該製品のハザード（危険源）の詳細
- ⑤ 実施した是正措置（リコール、回収、製品の改修、消費者への通知等）の詳細
- ⑥ （重大リスク¹の場合、または報告者が自国の監督当局のみに報告する場合）サプライチェーン内で当該製品を保有するすべての事業者の詳細、各事業者および消費者が保有する当該製品の概数

（5）報告の期限

GPSD 5 条 1 項は「ただちに (immediately)」とのみ規定していますが、ガイドライン 4.3 項は以下のように補足します。

- ◆ 通常の場合、危険を察知してから 10 日以内に報告
- ◆ 重大リスクの場合、3 日以内に報告

（6）報告先および報告の方法

報告先となる「関係当局」については、EU 加盟各国が具体的な市場監視・執行機関を指定することが求められています（ガイドライン 4.2 項）。

報告の方法については、GPSD 付属文書 1 の書式を用いることとされています（ガイドライン 4.3 項）。

（7）違反時の罰則

報告義務に違反した場合の罰則についても、EU 加盟各国の規定に委ねられています（GPSD 7 条）。参考として、ドイツでは 1 万ユーロ以下の罰金（行政罰）が定められています。

2. リコール制度

（1）自主リコール

GPSD 5 条 1 項は生産者に対し、自らが供給する製品の性質を踏まえ、当該製品によるリスクを防止するのに必要な場合、消費者に注意喚起を行う、当該製品を市場から回収する、当該製品を消費者から取り戻す（リコール）といった措置を講じることを義務付けています²。

GPSD は、これらの措置は生産者によって自主的に、または各国関係当局の要請によって行われなければならないとしています。

（2）強制リコール

GPSD 8 条 2 項は生産者による消費者への注意喚起、市場回収、リコールといった措置が「満足できるものでない、または不十分」な場合には、当局自らがこれらの措置を行う、または生産者に対し実施を命じると規定しています。

なお、緊急を要する場合には、関係当局は自主的な対応を促す前にリコール等を命じることも許容されています（ガイダンス、5 ページ）。

¹ 「重大リスク」とは、「あらゆる重大リスクの中で、影響が直ちに生じうるか否かに関係なく、公的機関による迅速な介入が求められるもの」（GPSD 2 条 (d)）と定義されています。

² GPSD は、安全でない製品を市場から撤去することを「回収」(Withdrawal)、すでに消費者の手に渡った安全でない製品を取り戻すことを「リコール」(Recall) とし、定義上で区別しています（2 条 (g) および (h)）。リコールについては、それ以外の措置ではリスク防止の観点で不十分であり、生産者としても必要性が認められるといった場合に、「最後の手段 (last resort)」として行われるべきとも規定しています。

3. 最近の動向

(1) 事故報告制度

昨年 11 月に公表された GPSR の最終案では、現行の GPSD からの変更がみられます。以下、特に製造業者に関連する内容について、その概要を挙げます。

- ◆ 報告先および方法としては、安全性に問題のある製品のデータベースである「セーフティゲート」に対し、所定のフォームから報告を行う形を予定
- ◆ 報告が求められる前提要件は、製品によって「死亡または健康・安全上の深刻な影響が生じる場合」などに変更
- ◆ 報告期限については、当初案では 2 営業日以内とされていたが、最終案では「遅滞なく (without undue delay)」に変更
- ◆ 罰則に関しては、当初案では罰金の最大額を年間売上高の 4% と定めることが検討されていたが³、最終案は「加盟各国の裁量で規定する」旨を記載

(2) リコール制度

リコール制度に関しては消費者に対する通知などについて複数の変更点が盛り込まれています。

- ◆ リコールを実施する事業者は消費者に対し、①返金（ただし購入価格と同額以上）、②修理、③交換のうち、2 つ以上の選択肢を提示することを義務付け
- ◆ 事業者は消費者に対し、「遅滞なく」リコール告知を行うべきことを規定で明文化
- ◆ リコール告知を行う場合、事業者は所定のテンプレートで告知を行うことが求められる見通し
- ◆ リコール告知文においては、「自主的」、「予備的」、「稀な場合に」、「特定の場合に」といった文言の使用が禁止
- ◆ 顧客登録の仕組みを設けている事業者は、顧客が希望する場合にリコールや安全に関する通知を行うための連絡先を別個に登録することが要請

(3) GPSR に関する今後の展開

GPSR は早ければ今春にも採択が見込まれています。

EU 指令である GPSD とは異なり、EU 規則である GPSR は EU 加盟国に直接効力を及ぼすため、各加盟国における国内法化の手続きは必要とされません⁴。そのため、18 か月の移行期間経過後、最短で 2024 年秋には適用開始となります。

³ 参考として、一般データ保護規則 (GDPR) においては、違反企業の世界全体の年間売上高の 4% を上限に罰金を科すことが可能となっています。同規則に基づき、2021 年 7 月に世界的なモール運営事業者が 7 億 4600 万ユーロ (当時のレートで約 970 億円) の罰金を科されたことが報じられています。

⁴ 一方で、EU 指令である GPSD は各国で国内法化が行われています。

おわりに

このように、時期は未定であるものの、EUにおける一般消費者向け製品の事故報告・リコール制度は将来的な変更が予定されています。EU市場向けに製品を製造・輸出する事業者においては、今後のGPSRの審議状況を継続的にウォッチし、GPSRの運用開始後に変更される手続きやルールに合わせて社内の運用を改定・整備するとともに、社内関係者へ適宜周知を図ることが必要です。

以上

文責：リスクマネジメント第三部 危機管理・コンプライアンスグループ

【製品安全/PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべきPL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全/PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL Masterメニュー

I. マネジメントシステム構築・運営

1. 製品安全管理態勢の構築支援
2. リスクアセスメント態勢の導入支援

II. 製造物責任予防(PLP)対策

1. 製品安全診断
2. 取扱説明書診断

III. 製造物責任防備(PLD)対策

1. PL事故対応マニュアルの策定
2. リコールに関する緊急時対応計画の策定

IV. 教育・研修

1. 製品安全セミナー(講義型)
2. リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
3. PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング

V. 調査研究・情報提供

1. 判例・事故例の調査分析
2. 各国の生産物賠償法一覧の提供
3. 各種リスクマネジメント情報の提供

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、MS & ADインターリスク総研 リスクマネジメント第三部 危機管理・コンプライアンスグループ (interrisk_csr@ms-ad-hd.com)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2023